

気候変動にともなう防災・減災を考える会(第1回)

(千代川流域圏会議・分科会)

日時：平成 23 年 12 月 6 日(火)

10:00～12:00

場所：鳥取河川国道事務所 1 階会議室

議 事 次 第

1．開 会

2．議 事

- 1) 前回会議の要旨
- 2) 東日本大震災における課題と教訓
- 3) 平成 23 年台風 12 号における関係機関の対応
- 4) モデル地区の今年度の取り組み

3．今後の予定

- 1) 防災講演会の開催について
- 2) 次回分科会の議題(案)について

4．閉 会

気候変動にともなう防災・減災を考える会 (千代川流域圏会議・分科会) 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は、気候変動にともなう防災・減災を考える会（千代川流域圏会議・分科会）（以下、「分科会」と称する。

(目的及び設置)

第2条 本会は、千代川沿川住民の水災害における自主防災意識(自助・共助)の向上を図り、官民一体となって「犠牲者ゼロ」に向けた取り組みを推進する機関として、千代川流域圏会議 規約 第11条に則り設置をする。

(組織等)

第3条 分科会の委員は、国土交通省鳥取河川国道事務所長が委嘱する。
2. 分科会は別表で掲げる委員で構成する。
3. 委員の任期は、原則として平成23年3月31日とするが、継続が必要な場合は再委嘱を行う。

(分科会)

第4条 分科会は委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
2. 委員長は、会務を統括する。
3. 委員長に事故のあるときは、当該分科会に属する委員のうちから委員長が指名するものが、委員長の職務を代行する。
4. オブザーバーとして千代川流域圏会議会長を置き、必要に応じて招集する。

(会議の招集)

第5条 分科会は、委員長が事務局等と相談し必要なときに招集する。
2. 分科会は、委員の半分以上の出席をもって成立する。
3. 分科会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 分科会の事務局は、国土交通省鳥取河川国道事務所に置く。

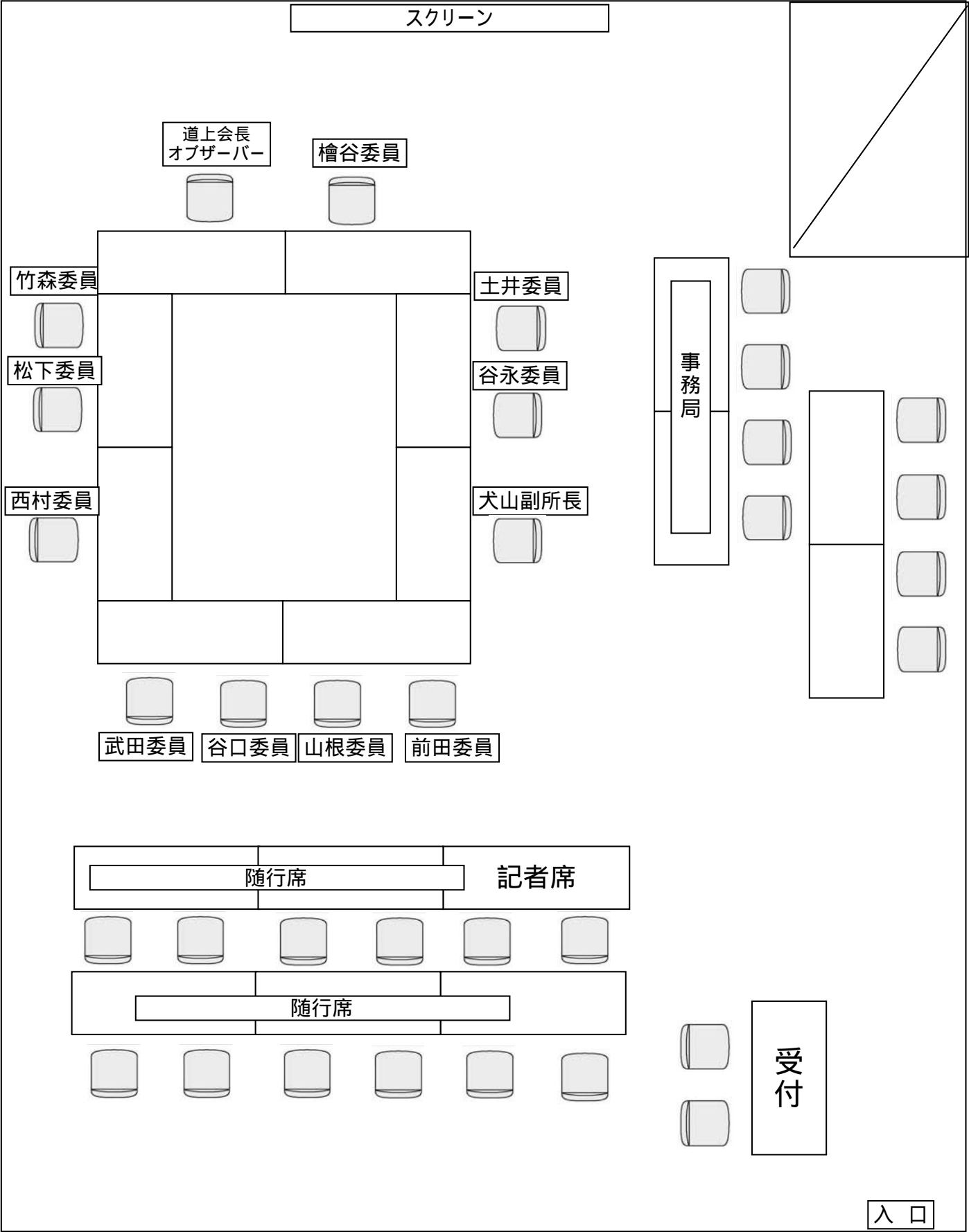
(雑 則)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は分科会で諮って定める。

(付 則)

この規約は平成22年7月28日から施行する。

気候変動にともなう防災・減災を考える会 配席表



気候変動にともなう防災・減災を考える会 委員名簿

(千代川流域圏会議・分科会)

氏名	役職等	備考
ひのきだに おさむ 檜谷 治	鳥取大学大学院工学研究科 教授	委員長
どい こうさく 土井康作	鳥取大学 地域学部 教授	
たになが まもる 谷永 守	鳥取地方気象台 防災業務課長	
たけもり たつお 竹森 達夫	鳥取県 県土整備部 河川課長	
まつした たつお 松下 達夫	鳥取市 防災調整監 危機管理課 参事	交代
おだ かずとし 尾田 一壽	日本赤十字社 鳥取県支部 事務局長	
にしむら いくお 西村 育雄	鳥取市消防団 団長	
たけだ やすあき 武田 恭明	鳥取市自主防災会連合会 会長	
たにぐち さとし 谷口 聡	富桑地区防災・防犯連絡協議会 副会長	交代
やまね ようじ 山根 洋治	鳥取市自主防災会連合会 明德地区評議員	
まえだ まこと 前田 誠	鳥取市自主防災会連合会 大正地区評議員	
こばやし みつお 小林 光男	郵便局株式会社 八頭郵便局 局長	
いぬやま ただし 犬山 正	鳥取河川国道事務所(河川)副所長	交代
みちうえ まさのり 道上 正規	(財)とっとり地域連携・総合研究センター理事長	千代川流域圏会議 会長 オブザーバー

第 4 回 気候変動にともなう防災・減災を考える会 要旨

日 時：平成 23 年 3 月 15 日 14:30～16:30

場 所：鳥取河川国道事務所 1 階会議室

参加者：別紙参照、随行者、事務局含め約 20 名

本会趣旨

近年、全国的に大規模な水災害が頻繁に発生する中で、千代川流域においても、全国的な傾向と同様に、温暖化に伴う気候変動によると考えられる集中的な降雨、潮位の上昇傾向等が見られ、今後も流域に対する水災害リスクが上昇していくことが考えられている。

こういった背景を踏まえ、気候変動にともなう水災害リスクに対する適応策(ソフト的な取り組み)について、学識経験者、地元関係者、及び関係行政機関等で考えていくことを目的として本会を設立。

今後この会で、千代川沿川住民の水災害における自主防災意識(自助・共助)の向上を図り、官民一体となって「犠牲者ゼロ」に向けた取り組みを推進していく。

第 4 回会議 議事概要

- ・ 前回会議の要旨
- ・ 次年度の取り組み内容、ロードマップについて
- ・ 今後の予定について

主な意見

< 情報伝達について >

- ・ 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震での課題としてもあげられたが、津波にしても洪水にしても、予警報をいかに一般住民にまで伝達するかが重要である。
- ・ 浸水時には広報車は移動できない、防災行政無線は風雨で聞こえない、トリピーメールは登録しておかなければいけないなど課題が多い。サイレンが一番良い方法と考えている。(→防災行政無線でサイレンを鳴らすことは可能であるが、苦情が出るため鳴らしていない。そういう意味で、住民の意識は低いのではないか。)
- ・ 今回の地震でサイレンの重要性が認識できたはずである。住民も納得するであろう。地域でそのような内容を議論していく必要がある。
- ・ 住民への情報伝達が一方通行になっている。住民からの避難開始のアンサーバックなど、双方向の連絡系統が必要である。(→昔は双方向の無線があったが、今は使っていない。)
- ・ 堤防の異常や地域の状況など、どのような情報をどこに連絡するか整理が必要である。
- ・ 学校、企業、商店街等への連絡系統が必要である。
- ・ 住民一人一人まで情報を伝えるには、テレビが最も効果的であると考えられる。

< 水位情報周知河川、洪水予報河川について >

- ・ 水位情報周知河川は、実況水位を提供している。洪水予報河川は、今後の水位予測も含めて提供している。
- ・ 県管理河川では、水位予測が困難ため、洪水予報河川は由良川のみである。
- ・ 基準水位については、橋脚にもペイントしているので活用してもらいたい。

< 普段の備えについて >

- ・ 防災行政無線は、停電に備えて自家発電機を整備しているが、振動を起こすので地下に設置している所が多い。水害時には水没してしまうので、上階に移設するなどシステム

全体を見直す必要がある。

- ・ 松見教授の避難シミュレーションを活用し、どれくらいの時間で、どの辺りが、どの程度浸水するかを見ながら、どのタイミングで、どこに逃げるかの検討を行っていきたい。
- ・ 千代川がはん濫する前には必ず大雨・洪水警報が発表されているはずなので、避難所の確認や持出品の準備などを行っておく必要がある。
- ・ 避難勧告、避難指示の意味を認識していない住民が多い。また、避難勧告で避難を開始する住民は少なく、逃げ遅れてしまう。(→出前講座で広報していく。)

<各地区からの次年度の取り組みについての補足>

- ・ 地域防災マップ(地震編)は、子ども達にまち歩きをさせて検討し、大人がチェックして印刷原稿を完成させたが、印刷の予算に限界がある。(大正地区)(→市の危機管理室に相談すれば、補助できるシステムがある。)
- ・ 次年度は水災害編を作成したいが、どのような地図記号を使えば良いか悩んでいる。(大正地区)(→マップの作成については、分科会で支援する。)
- ・ 大正地区に排水ポンプが設置されているが、千代川がはん濫した場合にどれくらいの効果があるのか知りたい。(→設置されているポンプは、内水排除を目的としたポンプ(床上浸水防止対応)であるため、千代川のはん濫時には効果は期待できない。)

<民間施設の避難所としての利用について>

- ・ 大正地区では「はまゆう」を避難所として利用させてもらえるようにした。
- ・ 民間マンションは管理人が了承しない。居住者が町内会に加入することを前提として建てたマンションは協力してくれる。
- ・ ホテルを利用することも考えられる。(→現時点では例はない。)
- ・ 水害時の避難所には一時避難型と収容型があり、収容型は公共施設でなければならない。
- ・ 民間施設と協定を結ぶ際、市は補助的に援助することは可能であるが、協定手続きは自治会で行ってもらいたい。

<今後の予定について>

- ・ ロードマップについては、了承する。
- ・ 鳥取市の防災コーディネータは防災全般を専門としているが、水防に特化した講習会を行う場合のコーディネータとしては不十分である。(→国土交通省のOBや、水防専門家派遣制度などから専門家を探す必要がある。)
- ・ 今後の予定にはソフト対策が強調されているが、サイレンや自家発電機等、ソフト対策を実施するためのハード整備にもふれていく必要がある。
- ・ 分科会では、千代川ニュース、ホームページ、パンフレット等で広報活動を行っていく。
- ・ 国、県、市においては3地区の活動支援を行っていく。

以上